

## 平成29年度 第2回歯科口腔保健審議会 議事概要

◎ 日時 平成30年1月25日(木) 10時00分から11時30分

◎ 場所 さいたま市保健所 第1研修室

◎ 出席者

(委員) 渡辺委員(会長)、桑原委員(職務代理)、巻委員、角田委員、武石委員  
小林委員、大久保委員、安井委員、上原委員、船戸委員、佐藤委員、柳沢委員、  
田中委員、西田委員

(職員) 木村保健部長、小林地域保健支援課長、山本健康教育課長、加藤大宮区保健セン  
ター所長、今野健康増進課長他

(傍聴人) なし

◎ 欠席者

(委員) 水谷委員

◎ 会議資料

(事前配布)

- ・ 次第
- ・ さいたま市歯科口腔保健の推進に関する条例
- ・ さいたま市歯科口腔保健審議会規則
- ・ 歯科口腔保健審議会委員名簿
- ・ 資料1 さいたま市ヘルスプラン21(第2次)中間評価について
- ・ 資料2 事業所歯科検診アンケート調査結果について
- ・ 資料3 口腔保健支援センターの設置について
- ・ 資料4 障害者歯科相談医ガイドブックについて
- ・ 資料5 市職員への歯科健診受診勧奨について

(当日配布)

- ・ 座席表
- ・ 平成29年度第1回歯科口腔保健審議会関係課名簿

## 1 開 会

- ・配布資料確認
- ・関係課紹介
- ・事務局より

会議録については、会長一任により承認いただき公開することよろしいか。

【委員】異議なし

## 2 議 事

### (1) さいたま市歯科口腔保健推進計画の進行管理について

- ・資料1 さいたま市ヘルスプラン21（第2次）中間評価について  
○事務局から資料1に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか？

安井委員：市民調査の対象者は標本調査ですか？

事務局：標本調査です。市内5,000人を対象に無作為抽出で行った調査になります。

- ・資料2 事業所歯科検診アンケート調査結果について  
○事務局から資料2に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか？

武石委員：事務局で検討してベースラインを設定したのであればそれでよろしいと思います。ただ、回収率が低いということを事務局で認識をしていただいて今後対応していただくことになるかと思えます。

渡辺会長：だいぶ前の経済紙にはなるのですが“会社を退職して一番後悔することは何か”という項目があったのですが、“かかりつけの歯科医を持っていればよかった”がダントツのトップだったそうです。なかなか難しいところもありますが、サラリーマンの方が一番後悔していることですから、もう少し事業所歯科健診に力を入れられればと思っております。協会けんぽが事業所歯科健診をやっていく方向に進んでいるようなので、来週開催される健康づくり協議会で協会けんぽの方に進捗状況について確認してみようと思っております。

角田委員：商工会議所とタイアップして事業所に声をかけてみたのですが、時間的な問題や金銭的な問題でなかなか乗ってきてくれなくて、そのまま自然消滅してしまったので、惜しいことをしてしまったと感じております。先ほど渡辺会長か

ら話があった通り、リタイアしてから歯があればよかったなと思っている方が多いですので、その前に動機づけをできれば一番いいのかなと思っています。金銭的な問題はなかなか解消できないと思いますが、そこをなんとか解決できればと思っています。

巻委員：今から10年ほど前だったと思いますが、埼玉県歯科医師会で費用を全額負担して、埼玉県内の政府管掌の事業所に対して手上げ方式で事業所健診の募集したところ、その時はかなりの数の事業所が手をあげてくれました。3年間事業は続いたのですが、3年後に埼玉県歯科医師会から予算が出なくなったとたんに、希望する事業所はなくなってしまいました。事業所としてもその日の健診のために従業員を集める、場所を確保する、また健診に必要な道具を置く場所を確保する等といった手間がかかってきます。事業所健診の習慣があるところは大丈夫でしょうが、習慣がないところは健診に関するノウハウがなくて事業所としても大変そうであるという感じをうけました。ですから、簡単に事業所健診をやってくださいとこちらから言っても難しいところがあるので、事業所として受け入れ体制を作る必要があると思います。今後、事業所健診は絶対必要とはなっていくので、埼玉県歯科医師会でも引き続き各事業所に声かけはしていきますし、できれば行政としても事業所健診の推進をこのまま続けていただきたいと思っています。

### ・資料3 口腔保健支援センターの設置について

#### ○事務局から資料2に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか？

小林委員：口腔保健支援センターの設置場所は決まっていますか？

事務局：事務局では健康増進課内に設置しようと考えております。

小林委員：口腔保健支援センターは市民向けのものになりますか？また設置したことは市民に周知するのですか？

事務局：設置の準備が整いましたら市民の皆様にも市報等の啓発媒体を使ってお知らせをしていきたいと考えております。また口腔保健支援センターの対象ですが、市民の方も当然対象になるのですが、いろいろな所でやっている歯科に関するものを一体的に進めることが口腔保健支援センターの役割としてありますので、まずはそういった機能を持たせるということを考えております。

大久保委員：口腔保健支援センターの実施要項を確認させていただきますと、歯科医師2名以上で内1名は歯科衛生士でも可ということですが、これはとてもありがた

いことで、もう少し歯科衛生士の数が増えていけばいいかなと思っております。支援・指導に関しては歯科医師の先生方と一緒にさせていただくのですが、歯科衛生士がいち早く口腔の状態を察知して、その方、あるいは事業所の指導計画を作っていくようなことができればいいなと思っております。ぜひ歯科衛生士を多めに配置していただけるとありがたいと思っております。

## (2) 障害者（児）、要介護高齢者に対する歯科口腔保健について

### ・資料4 障害者歯科相談医ガイドブックについて

#### ○事務局から資料4に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか？

小林委員：配布先ですが、医師ですとか薬局等の記載がないのですがそこに配布する予定はありますか。

事務局：作成部数が4,000部となっておりますので、在庫がかなり少なくなっています。したがって、ご要望があったところに随時配布している状況です。

小林委員：薬剤師会としては各薬局に1冊でもあれば、ガイドブックに関する説明もできるのでは、もし余裕があればお願いします。

巻委員：改正が31年度に予定されているとのことですが、その後も何年間隔で改正する予定なのかということと、ガイドブックが有効に使われているかどうか検証を行う予定はあるのかをお伺いしたいです。

事務局：改訂につきましては、今後障害者の方々のお声を聞いてこれを活用していただけるという声が多ければ改訂を重ねていきたいと考えております。なお、31年度の改定予定の準備といたしまして、30年度から相談医の先生方に照会をかけさせていただいて案を作るとともに、障害者の方々がお集りの会議体がございますので、ご意見をいただきながら改訂を進めていこうと考えております。検証につきましては、障害者の方々のお声を聞くことに併せて、相談医の先生方に照会をさせていただくタイミングでご意見をお伺いすることも考えております。

大久保委員：さいたま市にお住まいの外国の方ですが、語学に堪能な歯科医はいますかという照会が障害者歯科相談医ガイドブックをお持ちの先生からありました。幸いその時はうまくいったのですが、その点も含めてこのガイドブックは有効に活用できると思います。また、地域包括の方が障害者歯科相談医について確認する際にこういったガイドブックがあるととても便利だと思います。ホームページでも確認はできるのですが、実際に自分でガイドブックを見て、利用

者さんにも見せてさしあげるととても安心できると思いますので、ぜひ地域包括にも配布していただけるといいと思います。また、語学のところについて筆談可能であるか等もあるといいと思います。

船戸委員：先ほど事務局から話があった障害者団体の集まりの時に、私も同席をしておりました。当事者からのご意見をいただいたのは、とてもありがたかったと思っております。以前から相談医の制度は現場にいたので知っていたのですが、まず職員が知らない、また当事者、ご家族の方も知らないという状況で私の記憶だと1990年代からこの制度はあったと思うのですが、なかなか周知がされていなかったということで、今回これができるということは非常に大きな成果だと思っております。当事者の方たちからは、いくつか不備な点、要望がありました。その話は担当の方にも話がいていると思いますので次回の改定時にはそれを反映していただけたらと思います。障害者団体の会議の後に歯科口腔保健の審議会の委員であれば市職員の方にちゃんと伝えてほしいとの要望がありましたので、改めていくつかご指摘のあった点について説明させていただきます。まず、「区によって偏りがあるのではないか」、「実際に診てもらっている先生が記載されていない」、「記載されている歯科医院はなぜバリアフリーではないのか」、「手話は通じるのか」等の意見がありました。私から、障害者団体の皆様に、「すべての先生が対応できるわけではないが、相談医ではあるので、まずはご相談ください。」と説明しました。例えば、「ガイドブックに記載されている歯科医院が車いす対応していなくても、お近くの先生をご紹介していただくこともできるので、ガイドブックを手引きとして使っていただくこともできます。」ということをお話しさせていただきました。当事者の方々の健診に関わっている先生で載っている方と載っていない方がいるということもあります。一方で相談医という制度と診療できる先生との不一致があることは承知しております。当事者の方たちからするとガイドブックに桜区の相談医は記載されていないので桜区には診療できる先生が誰もいないのではないかと思うかもしれませんが、実際に診ていただける先生はいらっしゃいます。そこにどのようにつながるか、あるいはつながりますよということがわかるガイドブックになればいいかなと思っております。また歯科医院としては設備が整っていないが、訪問ができる方達がいらっしゃるのですが、ここからなかなか読み取れなかったみたいです。私の方で説明をして初めて理解していただいた状況です。ガイドブックができたけれども、実態とどうつながっていくのかというのが、やや読み取りづらいのかもしれないです。それは今までこれがなかったという前提ですので、これができたという意味があって、また、これが表に出ることでガイドブックがうちにはないということ配布先の問題につながったり、載っているけど使いづらいという意見

があれば次の改定で使いやすくする、それらの議論を生むためのベースになると思います。記載上の不備もあると思います。また制度上の不備もあると思います。ガイドブックに記載がされていないが体制がとれている歯科医院もあると思いますのでそこにどのようにつなげていくかということもあると思います。少なくともガイドブックができたことでそういった話が出てきたので、ガイドブックがあるということを周知していただいて、場合によっては改訂前に部数を増やしたり、ホームページでガイドブックが確認できることを積極的に周知していただくのがいいと思っております。次の改定時には、他の委員の皆様、歯科医の方々、障害・高齢に関わるの方々から広くいろいろな意見がいただければと思います。今後の動きを作るベースのものとしては、作成していただいたことの評価は大きいと思っております。

佐藤委員：先ほど、手話通訳の話があったと思いますが、私ども社会福祉協議会の方では手話通訳者の派遣をやっておりますので、ぜひ私どものサービスをご活用いただければと思います。今回、初めてガイドブックができたとのことだったのでこちらをベースに今後進めていただければと感じました。

巻委員：手話にも方言のようなものがあるらしくて、この方じゃないと通じないということがありまして、誰でも大丈夫という訳ではなかったのですが、そういったことも考慮しなければならいでしょうか。

佐藤委員：どちらかという年代によって若干手話が変わってきてるところがあると思います。一部そういった方言の部分も聞きますが、すべてうまく調整できるという訳ではないですが、何人も手話ができる方がおりますので調整させていただこうと思います。

武石委員：先ほど、配布先の話があったのですが医師会にもいただいておりますでしょうか。

事務局：医師会様にも今回は配布しておりませんので、ご要望が多ければきれいな形での増刷は難しいですが、内部印刷という方法の増刷も検討してみたいと考えております。

武石委員：大宮医師会の理事会で障害者歯科の話が出た時に何人か興味を示された先生もおりました。現在、大宮医師会も人数が多いので、全員分とは言わないですが、せめて理事の人数分の冊子をいただければと思います。もし、もっと手厚く欲しいという要望が出ればさらにいただければと思います。

事務局：ありがとうございます。先ほど、小林委員からもご意見いただきましたが、医師会様、薬剤師会様の理事の先生方に配布する部数は調達できるかとは思いますが。

渡辺会長：金銭的な問題もあると思いますので増刷はなかなか難しいと思いますが、増刷できた時点で随時配布していただければと思います。

柳沢委員：障害のある方々が情報を手に入れるためには、患者さん個人個人に届くようになってほしいなどは思っていたのですが、部数の問題があるのを伺いましたので、できる限りで頑張っていただけだと思います。

田中委員：私は歯科医院に勤務しておりますが、ここに記載されている歯科医院と記載されていない歯科医院に勤めております。診療室に勤めておりますと障害者の保護者の方の意見もよく聞くのですが、ガイドブックを見て歯科医院に行ったのですが「階段があつて行けなかった」ですとか、「1回診療してもらったのですが、治療はできないと言われた」等といったことを伺いました。障害を持っている方は治療だけが全てではないと思っております。むしろ、治療は2次医療機関にお任せして普段の定期的なケア・口腔衛生管理・機能管理といったものをガイドブックに載っている開業医の先生達に診てもらうためのガイドブックだとうれしいと思います。次の改定で、もう少しそういったことをブラッシュアップできればいいかと思えます。ご本人様と保護者のご意見をこの場で申し上げさせていただきます。

安井委員：ホームページは障害者歯科相談医となっているのですが、ガイドブックは障害者の文字が抜けております。こちらは訳あってそうしているのでしょうか。

事務局：ガイドブックにつきましてはこちらの不手際で障害者の文字を抜かしておりましたのでホームページの記載が正しいものになります。次回の改定時には正しい記載をさせていただきます。

安井委員：埼玉県にも障害者歯科相談医がおりますので、さいたま市の障害者に対する方向性をちゃんと示すためにはさいたま市障害者歯科相談医の記載の方がよろしいのかなと思いました。

事務局：ありがとうございます。こちらは埼玉県で行っている障害者歯科相談医制度の中でさいたま市内の先生方を名簿とさせていただきますと、そこから各先生方に照会をかけさせていただいたものになります。独自の制度ではなくて県の制度のうち市内の先生方を紹介するガイドブックとしてスタートしたものになります。県の相談医制度を基にスタートしたところですが、委員の皆様からいろいろご意見を頂戴している中で、県の相談医制度とは別に治療可能な先生方を含めたガイドブックに発展させていくとか、プロフェッショナルケアを進めるための1つの材料にもブラッシュアップしたらどうかというご意見も頂戴いたしましたので、今後改訂版作成に向けて再度、先生方や委員の皆様にご相談させていただければと思います。

上原委員：私は今県立大学に勤めておまして口腔保健の専攻がございますので、そちらでもぜひ紹介してこれから歯科衛生士になろうという学生さんあるいは教員も含めて教育していきたいと考えております。

(3) その他

・資料5 市職員への歯科健診受診勧奨について

○事務局から資料5に基づき説明

渡辺会長：ありがとうございました。ご質問、ご意見ございますでしょうか？

武石委員：健康相談室だよりにお示しいただきありがとうございました。年に4回発行しているとのことですので、もし継続できるのであればこういった内容のものを年に1回ずつあげていただければと思うのですがいかがでしょうか。

事務局：こちらの記事につきましては、所管課とかなり交渉をいたしまして1回紙面をいただいたところでございます。今後も引き続き年に一度くらいは掲載できるよう交渉をしていきたいと考えております。

巻委員：ヘルスプラン21の中間評価で高齢者の口腔機能の低下により要支援・要介護状態にならないように、口腔ケアの実技や講話によって学ぶ口腔機能向上教室を実施していますというのがあると思うのですが、このことについて我々歯科医師会としても2次予防事業のさらなる継続ということで口腔機能向上フォローアップ教室を我々の予算で実施しております。それを平成22年度から行政と協力してこの事業を行ってきたのですが、介護保険の変更が今年度ありまして2次予防事業というのがなくなりました。代わりに健康づくり交流会という形で事業を行っていただいたのですが、急遽行ったにしては市民の方からも評判がいいようで事業の内容自体についてはよろしいかと思うのですが、今後内容について口腔ケアの実技や講話によって学ぶ口腔機能向上というのはここには該当してこないような事業になってしまうのでしょうか。また、我々が実施しているフォローアップ教室は口腔機能向上教室を受講した方が対象となってきますので、元の口腔機能向上教室がなくなってしまったことで、参加する市民の方がいなくなってしまう恐れがあります。代わりに行っている健康づくり交流会から市民の方に案内するようなことを今後の事業に加えていただけるのか、それとも、我々の実施している事業は使命を果たしたということで終わりにしていいのか、また歯科衛生士会に口腔機能向上教室は委託されていると思うのですけれども、健康づくり交流会は歯科衛生士会が関わっているのでしょうか。

大久保委員：歯科衛生士会は関わっております。今、10区において開催しております、歯科衛生士会と栄養士会で今年度は3回、詳細はこれから決めていくのですが、来年度については、歯科衛生士会と栄養士会で2日ずつ実施していこうということになっております。参加された方はそこから先生達に指導をしても

らっております。巻先生がおっしゃられた介護予防教室のフォローアップの件につきましては、おそらく今、介護予防教室は実施されておりませんので、人が少なくなってくる、あるいは、病状が進んでしまう方は多くなってきていると思います。10区において担当させていただいた歯科衛生士がフォローアップということで関わりのある先生方に引き続いて開催はされているようですが、市の方で介護予防教室はないので、今後計画がどのようになっていくのかは心配をしております。

巻委員：どのように目標をもってこの事業を進めていくのか、知りたいなと思っております。

大久保委員：おそらく、厚労省からの通知で介護保険法が変わるにあたって、介護にならないように地域を支えていくということで健口教室が始まったと私は認識しております。

渡辺会長：この後、さいたま市から回答をいただこうと思いますが、この事業についてわからない方もいらっしゃると思いますので説明をさせていただきます。昨年まで口腔機能向上教室が歯科衛生士会に委託して実施されていたのですが、それと併用してそこだけではフォローできない人たちを集めて、本当は10区でやりたいのですが、予算の関係で6区に対して我々歯科医師会が口腔機能向上フォローアップ教室を実施しているところです。口腔機能向上教室が今年から健康づくり交流会に変わりました。来年度からまた同じような事業でやっていくのか、それとも前に戻るのか、国からさいたま市にきたものですかから変えられないでしょうが、そこも含めてさいたま市から説明いただければと思います。

いきいき長寿推進課：巻委員、大久保委員、渡辺会長からも話がありましたが、昨年度までは二次予防事業ということで口腔機能向上教室は歯科衛生士会様に委託して、その中で歯科医師の先生たちにもお越しいただいて健診等を実施した教室でした。こちらは各区役所を会場としまして、基本チェックリストの歯科口腔の部分に基づいてその後のフォローが必要な方に対して来ていただく教室を各区で年間2、3コース開催しておりました。フォローアップ教室については当初あまり把握しておらず、介護保険法の改正に伴って事業の再編を検討している段階でフォローアップ教室をやっていることを把握しました。先ほどご説明いただいた時にも話がございましたが、今後、地域包括ケアシステムの構築に向けて予防的な所を中心に介護予防の事業を行っていくということになります。基本チェックリストについて、以前は健診を受けるときにチェックリストをつける形だったので高齢者の方は必ず受けさせていただく内容になっていました。介護認定を希望される方については認定の申請をしていただくのですが、話を聞いていく中で今の時点では認定は必要ないと思われる方で希望者にはチェックリストを

紹介して受けていただく方もおります。チェックリストは必ずしも皆様がお受けするわけではないというところもありますが、チェックリストを受けた方でも受けられる教室ということで、元気な方とチェックリストの事業対象になられた方に参加いただける教室である健口教室を今年度から開催しております。国の方で示されている一般介護予防事業の中には、元気な方でも虚弱な方でも皆様に参加できるような教室を考えるようにとのお示しがありましたので、そういった教室を行うようにしております。健口教室は各区で開催しています。会場は区役所、公民館、高齢者施設等で3日間1コースで実施しております。この教室は埼玉県歯科衛生士会様、埼玉県栄養士会様に委託して実施しております。2日間は歯科の内容、1日が栄養の内容です。高齢者の方が介護を受ける1つの原因にフレイルという状態があるかと思うのですが、オーラル・フレイルの部分に着目して今回の健口教室を考えましたので、栄養の内容も含めた教室となっております。栄養の内容が1日だったので、来年度はより詳しい栄養指導ができるよう4日間で1コース、今までは3コースで実施していたのを来年度は2コースに変更することを考えております。歯科医の先生方にご協力いただいている部分につきましては、健康づくり交流会を今年度から開催しておりますので、主に健口教室に参加いただいている方を対象に、その後のフォローアップの意味合いも含めて健康づくり交流会に参加いただいております。また健口教室に参加されていない方につきましても健康づくり交流会に参加いただくことによって歯科や栄養の認識を深めていただいて健口教室に参加いただけるようなアナウンスができる形にしております。したがって健口教室に参加されていない方も健康づくり交流会に参加いただいております。今年度の9月に与野本町コミュニティセンター、12月14日に浦和コミュニティセンターで開催したのですが、いずれも定員を100名としていたところ46名と伸び悩んだ人数にはなってしまったのですが、来年度も同じような形で開催を予定しております。今年度歯科医師会様にどのような事業にご協力をいただくかということにつきましては、さいたま市歯科医師会専務理事の角田先生にご相談し、地域保健福祉部理事の西山先生をご紹介いただきました。西山先生や監事の羽鳥先生等数名の先生方に相談しながら、健康づくり交流会の企画を歯科医師会様、歯科衛生士会様と今年度前半にどう行っていくかを検討しましてこのような形になりました。来年度は今年と同じ形で健康づくり交流会も行うのですが、ご指摘いただきましたフォローアップ事業につきましては、今の時点でどのように行っていくかを着手できていない部分もございますので、今中心となってご相談いただいている西山先生や大久保委員と相談しながら検討していきたいと思っております。

巻委員：そうすると市の事業としては健口教室と健康づくり交流会の2本立てという

ことですか。

いきいき長寿推進課：その通りです。

巻委員：そこからフォローアップ教室につながるようにしていただけるとありがたいと思いますし、こちらの方の事業につきましても対象者が少し変わってくる可能性があるのと考えていきたいと思います。

桑原委員：今の話の補足になりますが、今までせっかくやってきたのでデータは1つの形に表して結論を出し、今回も事業が変わったのですから、最終的に結論をこういった審議会なり、色々な所に出した方がいいのではないかと思います。また、先日行われた地域保健医療協議会で口腔保健のことがさいたま市にとって重要だということで特定の項目になったことは非常にうれしいですし、口腔保健支援センターの話があつてうれしく思っているのですが、全般的なことで、歯科医師会として懸念していることがあります。本日、教育委員会の方がいらしているので、8020歯の健康教室のことについて例として出ささせていただきたいと思います。我々歯科医師会は全員が開業医の集まりであつて会費で歯科医師会の運営がされ、先ほどあつたフォローアップもそうですが、会員の会費から持ち出しをして実施しております。初めは8020歯の健康教室の補助金という形がずっと続いておりましたが、さいたま市の予算がないということで、そういったところが縮小されるのではないかと懸念しております。補助金の方向性について、ここで言える範囲で教えていただければと思います。健診等は我々歯科医師会が歯科医師としての責任としてしっかりやらなければいけないと思っておりますが、補助金活動の巡回指導やフォローアップ事業は私たちの毎日の診療とは関係なく、貢献を非常にしている部分であると思っております。お金の話で大変恐縮ですが、そういったところが来年度から縮小されるのではないかと懸念しておりますので、教えていただければと思います。

健康教育課：8020の事業は教育委員会としても必ず必要であると、今後も続けていかななくてはならない事業だと考えております。財政局からは毎年のように財政状況は厳しいと言われておりますが、この事業がどれだけ大事であるかということの説明していくことが重要であると思っております。予算のことなのでこれから2月に議会が始まりまして、最終的には3月下旬になりますので、具体的な金額などは申し上げられませんが、大事な事業であるということをしつかり説明して予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

保健部長：健康教育課から説明したことが全てでありまして、最終的には財政局の判断になりますが、必要な事業は予算を確保するよう努力していきたいと考えております。引き続きご協力をお願いいたします。

事務局：桑原委員のご質問の中で触れていらっしやいました地域保健医療計画さいた

ま保健医療圏の重点取組事項7次計画に向けて、現在別の会議体で検討しているところでございます。その中でこれまで歯科保健の取組は健康づくりの中の取組として推進してきた位置づけになっておりましたが、さいたま保健医療協議会で歯科口腔保健医療は健康づくりから外だして、取り組んでいく項目にあげたいとお諮りして概ね承認いただいたところでございますのでこの場をお借りしてご報告いたします。

渡辺会長：本日の議事は全て終了になりますが委員の皆様その他なにかありますでしょうか。

武石委員：事業所健診は非常に大切なことだと思ひまして、先ほど事務局から紙面を活用しての啓発という話がありましたが、実際事業所の方に歯科医師の先生との接点を持っていただいて話をさせていただくのがいいかと思っております。地域産業保健センターの上部にさいたま産業保健総合支援センターというところがあるのですが、何年か前からそちらの方でセミナーをやっているのですが、その中で歯科医師会の先生に話をさせていただきたいということで、ちょうど本日も午後2時～4時まで羽鳥先生から歯科産業保健の大切さということでお話をさせていただくことになっています。今回も申し込みが50名前後いらっしゃるので事業所の方では情報があれば、やってくれるかもしれないということがあるかもしれませんので、年に1回ほど続けてほしいと思っております。またその関係で口腔保健支援センターができましたらそちらとも連携させていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

大久保委員：武石委員がおっしゃったことに関連するのですが、歯科口腔保健審議会では何か産業部分と介護部分に分けて講話等を計画していった方がいいのかなと考えていたのですが、この場で来年度からの計画の中に入れていただけるようなヒントにでもなればいいのですが、例えば今おっしゃっていただいた事業所に歯科医師や歯科衛生士と一緒に講話や実習をしたりして、その事業所の中で出ていただいた方あるいは事業所の関連の方にかかりつけ歯科医をもっていただいて受診率を上げていくような機会があればいいかなと思っております。また介護保険法が改正されてリハビリに対して減算されないでそのまま加算されていくという項目が増えていきます。施設入所の方は先生方が訪問診療を実施するので口腔内は保たれていくのですが、通所を利用されている方はなかなか口腔の維持が難しい状況です。先ほど巻委員からご指摘があったフォローアップ教室等のツールサービスにつなげていければ理想的な活動になると思います。現場においてもデイサービスで実際に口腔機能向上やリハビリをしているのですが、なかなか追いついていかないです。したがって歯科医師の先生方の協力を得てそういったところにフォローアップ事業を計画

していただけると、施設に入所しないで、通所で介護保険を利用してご自宅でずっと住んでいけるとお思いますので密接に連携をとればよいなと思っています。

渡辺委員：貴重なご意見ありがとうございます。それでは本日の審議会については閉会とし、議長の席を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

事務局：渡辺会長ありがとうございました。委員の皆様には非常に貴重な意見をいただきありがとうございました。いただいた意見を反映しながら次に進めてまいりたいと思います。それでは本日は長時間に渡りまして、どうもありがとうございました。